

令和5年度第1回石狩市障がい者福祉計画策定員会議事録

日 時：令和5年7月3日（月）10：00～11：30

場 所：石狩市総合保健福祉センターりんくる 2F リハビリ室

出席者：

委 員					
役 職	氏 名	出 欠	役 職	氏 名	出 欠
委員長	戸田健一	出席	委員	今西浩子	欠席
副委員長	細谷強志	出席	委員	福江 彰	出席
委員	森川貴司	出席	委員	村山 浩	出席
委員	木村正剛	出席	委員	佐藤和也	欠席
委員	赤山好明	出席			

事務局	所属 氏名		所属 氏名	
	保健福祉部長	宮野透	障がい福祉課主査	角田誠二
	子ども発達支援センター長	藤田千晶	障がい福祉課主査	山本健太
	障がい福祉課長	高井実生子	障がい福祉課主事	佐竹 創
	障がい福祉課主査	飯岡多美子	障がい福祉課主事	高橋 佳奈

傍聴者：1名

会議次第

- ◇ 開会
- ◇ 市長挨拶
- ◇ 提言依頼
- ◇ 議事
 - <説明事項> 1 石狩市障がい者福祉計画策定の基本方針について
 - <報告事項> 1 障がい福祉関連予算について
 - 2 石狩市第4期障がい計画中間評価のための団体ヒアリング調査結果について
 - 3 石狩市第4期障がい計画中間評価のための事業所アンケート調査結果について
 - <協議事項> 1 石狩市第4期障がい計画中間見直しのための進捗状況評価報告について
 - 2 中間見直しによる計画掲載内容の変更（案）について

◇ その他 事務局より事務連絡

◇ 閉会

◇開会

【事務局：高井】

これより令和5年度第1回石狩市障がい者福祉計画策定委員会を開催します。

開催に先立ちまして、市長よりご挨拶申し上げます。

◇ 市長挨拶

(加藤市長)

皆様こんにちは。石狩市長の加藤です。

日頃より、それぞれのお立場で本市の障がい福祉施策にご理解とご協力を賜りまして、この場をお借りして御礼申し上げます。

さて、令和3年度に「第4期障がい者計画」、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を、「石狩市障がい者福祉計画」として、一体的に策定いたしました。

計画の策定から3年目を迎える今年度におきましては、「第4期障がい者計画」の中間見直しと、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」につきましては、令和6年度の改定に向けた検討を行うことになっております。

後ほど事務局より詳しい説明はございますが、計画の重点的な取り組みとしては六つあり、一つ目は「情報・コミュニケーション条例の推進について」、二つ目は「親なき後支援・地域生活支援拠点等の整備」、三つ目は「精神障がい地域包括ケアシステムの構築」、四つ目は「市町村中核子ども発達支援センターの設置」、五つ目は「感染症等に対応した支援の充実」、最後の六つ目「人材育成・確保」となっております。

残りの計画期間において、これらの取り組みを推進して参りますとともに、「石狩市障がい者福祉計画」の基本理念でもあります「誰もが幸せを実感でき、心豊かに安心して暮らすことができるまち」の実現に向け、委員の皆様には、市による計画の進捗管理をさせていただいたうえで、それに対する見直しや改善点など、ご意見を賜りたく存じます。

結びに、計画が策定されてからの3年間はコロナ禍となり、外出を控えることや、イベント等の開催においても慎重にならざるを得ず、地域交流の場を持つことがかなわないことも多くございましたが、コロナの感染症法上の位置づけが5類感染症となり、感染対策を備えつつも、少しずつ交流の場が増えてきていると実感しているところでございます。

今後も、本計画が滞りなく遂行され、そして、障がいの有無にかかわらず、ともにふれあい、理解し合える機会が増えることを願っております。

委員の皆様、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

◇ 委員について

【事務局：高井】

当委員の構成について、ご報告があります。公募委員の青山委員につきましては、一身上の都合により4月18日付けで辞退されることになりました。残りの任期については、委員9名をもってご審議いただきます。

本日は、今西委員と佐藤委員が欠席となっています。

また、福江委員のサポートのため、大地の会事務局員の野田様が同席していますことを申し添えます。

◇ 提言依頼

【事務局：高井】

続きまして、提言依頼を行います。

(加藤市長より戸田委員長に提言書をお渡しする)

【事務局：高井】

それでは、戸田委員長に議事を引き継ぎたいと存じます。

◇ 議事

<説明事項・報告事項>

説明事項 石狩市障がい者福祉計画策定の基本方針について

報告事項1 障がい福祉関連予算について

報告事項2 石狩市第4期障がい者計画中間評価のための団体ヒアリング調査結果について

報告事項3 石狩市第4期障がい者計画中間評価のための事業所アンケート調査結果について

<説明事項> 石狩市障がい福祉計画策定の基本方針について

【戸田委員長】

それでは、まず説明事項及び報告事項等のご説明をお願いします。

【事務局：飯岡】

私からご説明させていただきます。福江委員には、るび振りのある資料をお渡ししております。ページ数が異なる部分がありますので、異なる場合は、その都度お知らせさせていただきます。資料1「石狩市障がい者福祉計画策定の基本方針」についてご説明いたします。

1ページ、2. 計画の位置づけをご覧ください。福江委員は、2ページをご覧ください。本計画は、石狩市障がい者計画、石狩市障がい者福祉計画、石狩市障がい児福祉計画の3つの計画で構成さ

れています。次に2ページの3. 計画対象期間をご覧ください。福江委員は、3ページをご覧ください。第4期障がい者計画は、令和3年度から令和8年度までとなっており、3年目を迎えた今年度が中間見直しの時期です。これから策定する第7期障がい福祉計画と第3期障がい児福祉計画は、令和6年度から8年度までの計画となります。4. 計画策定体制ですが、(1) 石狩市障がい者福祉計画策定委員会の設置、(2) 市民等からの意見・要望等の収集。これについては、障がい者関係団体へのアンケート調査、障がい福祉事業所アンケート調査、石狩市地域自立支援協議会への意見聴取としています。最後に、6. 計画策定スケジュールになります。福江委員は4ページになります。令和5年5月に団体及び事業所アンケートを実施しています。

7月は、今回ですが、第4期障がい者計画の中間見直し、9月には第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定、11月にはパブリックコメント(案)の確定、令和6年2月には改定案の確定となります。

<報告事項1> 障がい福祉関連予算について

【事務局：飯岡】

資料2「障がい福祉関連予算について」についてご報告します。資料2、1ページをご覧ください。石狩市の総予算における障がい福祉関連予算についての資料となります。令和4年度と令和5年度分について掲載していますので、その推移についてご確認いただければと思います。令和5年度の歳出総予算額は330億円、そのうち高齢者や障がいのある人、子ども・子育てに関する予算が含まれる民生費は113億9,900万円で、全体の34.5%となっています。この民生費のうち、障がい福祉に関する予算は27億1,200万円で23.8%、民生費の4分の1弱となっています。令和4年度と比較すると、総予算、民生費、障がい福祉関連予算の全てにおいて、増加していることが分かります。それ以降は、令和5年度の主な障がい福祉に関する予算になりますので、お読み取りください。

<報告事項2> 石狩市第4期障がい者計画中間評価のための団体ヒアリング調査結果について

【事務局：飯岡】

資料3「石狩市第4期障がい者計画中間評価のための団体ヒアリング調査結果報告書」のご報告になります。1ページをご覧ください。(3)にあります15団体様にご協力いただきました。調査結果ですが、2ページをご覧ください。(1)障がいのある人への理解の促進、差別解消、権利擁護の推進については、①障がいのある人への理解を深める理解、障がいのある人を支援する人材の募集、育成への働きかけが同数で多くなっています。(2)生活環境についてですが、①障がいのある人の生活環境への理解を深める機会の増加が多くなっています。3ページ(3)安心・安

全については①災害時の障がい特性に応じた配慮が多くなっています。(4) 社会参加については、①障がいのあるなしを問わず参加できる地域交流の機会が多くなっています。4ページ、(5) 情報・コミュニケーションについては、①から③までほぼ大きな差がなく必要とされています。(6) 行政サービスにおける配慮については、①スペシャリスト（専門職）の配置と②行政職員との意見交換の機会を設けるが同数となっています。5ページになりますが、(7) 団体活動について、①次の世代のボランティア、会員につなぐための方策が多くの団体様に必要とされているところ
です。

<報告事項3> 石狩市第4期障がい者計画中間評価のための事業所アンケート調査結果について
【事務局：飯岡】

資料4「石狩市第4期障がい者計画中間評価のための事業所アンケート調査結果報告書」について
ご報告します。1ページをご覧ください。62事業所様に配布し、回収率62.9%と前回の同調査
よりも高い結果となっており、多くの事業所様にご協力いただきました。3ページをご覧ください。
将来的に参入したいサービスとしては、「生活介護」「共同生活援助」があがっています。
4ページになりますが、受入れができなかったサービスとして、「重度訪問介護」「行動援護」「短
期入所」「施設入所支援」「移動支援」となりました。5ページに受入れできなかった理由があり
ますが、「新規契約者を受入れる余裕がなかった（職員体制など）」があげられます。6ページの
利用者から望まれるが、不足となっているのが「計画相談支援」、次いで「共同生活援助」となっ
ています。不足とされているサービスの参入等が進まない理由は、「職員確保の困難さ」「報酬単
価の低さから採算性に不安がある」でした。8ページですが、防災対策としては、「防災計画の作
成」「防災訓練の実施」に取り組まれている状況がわかります。9ページですが、「地域移行や生
活支援継続について必要な取り組み」は、グループホームやショートステイの整備促進が多くな
っています。10ページ「障がいのある子どもが地域で育ち、学び合っていくために必要な取組
み」については、「学校、放課後等デイサービス、放課後児童クラブとの連携など福祉と教育・保
育との連携」が多くなり、前回よりも増加しております。11ページ「障がい者の相談支援を進め
るのに必要な取り組みについて」は、「身近な相談や必要な情報の提供または権利擁護のための援
助を行う相談支援事業」と「障がい児福祉分野と保育園、幼稚園、認定こども園、学校との相談
連携の促進」が多くなっています。12ページの事業所の活動が障がいのある人に対する地域住民
の理解はあるかという設問ですが、前回調査に比べ、「あまり理解されていない」が増加していま
す。その理由として、13ページになりますが、前回は、コロナ禍の影響か「利用者や職員が地域
活動に参加できていない」が多かったのですが、今回は、「地域住民と障がいのある人との交流機
会を設けることができていない」が多くなっています。

説明事項と報告事項1から3については、以上です。

【戸田委員長】

皆さん質問はございますか。

《質問なし》

質問がないようなので、協議事項に移ります。

協議事項 1 の石狩市第 4 期障がい者計画の中間見直しのための進捗状況評価報告について、併せて資料 7、また本日ご欠席の佐藤委員のご質問等についても説明をお願いします。

<協議事項>

協議事項1 石狩市第 4 期障がい者計画の中間見直しのための進捗状況評価報告について

◇資料 5 「石狩市第 4 期障がい者計画中間見直しのための進捗状況評価報告書」

【事務局：飯岡】

資料 5 の進捗状況評価報告書にあります評価については、ABC の三段階で評価しており、「A」は目標どおり進行、「B」はやや遅れている、「C」は大幅に遅れている、「-」はコロナ理由により中止となった、としています。

資料 5 計画の進捗状況については全体を通して、今後においても継続して実施する事業が多いことから、概ね A 評価で進捗しています。ここでは、評価が B あるいは C としている箇所についてご説明します。

まず 7 ページです。福江委員は 10 ページになります。施策の方向 5 の親なき後支援の充実の項目の②ですが、地域生活支援拠点等の整備については、その中で必要とされている、相談支援の機能強化、緊急時の受け入れ対応、地域で生活するための体験の機会や場の提供などの地域の体制づくりの推進のうち、各事業所で適切に実施していただいている機能もありますが、厚生労働省から示されている体制の整備までは、まだ十分ではない部分もあるため、評価を B としています。本市にあった体制について調査研究をし、整備していきます。次に 8 ページ、福江委員は先ほどと同じく 10 ページになります。市町村中核子ども発達支援センターの設置を重点的な取り組みと位置付けています。令和 4 年度末時点では未設置のため B としていますが、令和 5 年度中に設置予定で準備を進めている状況です。続きまして、同じく 8 ページ、福江委員は 12 ページになります。医療的ケア児とその家族への支援のための協議の場の設置については、令和 4 年度も庁内及び関係機関との協議はしていますが、設置要綱の準備までは至らなかったことから評価を B としています。今後ですが、令和 5 年度中に設置することとしています。13 ページ、福江委員は 18 ページ、④の公共交通機関料金割引制度の拡充については、令和 4 年度末時点では地元事業者へ直接要請はしていないことから、評価を C としています。約 3 年間、コロナ禍のため事業者へ直接お会いして要請する機会を持つことはできませんでしたが、今後については事業者との

意見交換の場を検討していきます。また、14 ページ、福江委員は同じく 18 ページになります。
⑥のピアサポーター養成や活動支援については、現在はオストミー協会が主催する体験会などの周知を行っているのみのため、評価を B とし、今後において市内の取り組み状況の把握や他市町村の状況も調査し、養成や活動支援を実施できるよう検討してまいります。

◇資料 7 「計画に関する石狩市地域自立支援協議会からの意見」

【事務局：飯岡】

石狩市地域自立支援協議会計画ワーキンググループが 6 月 19 日に開催され、8 件のご意見が出されましたので、参考にさせていただければと思います。その中で何点かご説明したいと思います。1 ページをご覧ください。福江委員は 2 ページになります。ここのナンバー 2 については、資料 5 の 9 ページ、福江委員は 12 ページの施策の方向 3 「障がいのある子どもに対する教育の充実」①の「連携を図った」という点について、「事業所の方などに情報を聞いた後のフィードバックがないなどあるが、連携は取れているのか」というご意見がありました。これについて担当課に確認したところ、「情報については、保護者からの同意の範疇での取り扱いになるため、それを越える情報提供ができない状況がある」とのことでした。次にナンバー 4 についてですが、地域自立支援協議会の取組みに関する点で、令和 3 年度と 4 年度に取組んでいた内容を引き続き行うのか、包含した内容で行うのかという点ですが、今後については、取組んでいた内容を引き続き行うのではなく、その要素も入れて、計画掲載内容の、「障がいのある人がトラブルに巻き込まれたり、被害者にならないよう取組んでいく」ことや「精神障がい地域包括ケアシステム構築」に係る活動、そしてこれまでの取組みの関連についていえば「家族支援」など、広く取組み方法について検討していくこととします。次に 2 ページナンバー 6 です。福江委員は 3 ページになります。資料 5 の 15 ページ、福江委員は資料 5 の 20 ページをご覧ください。施策の方向 6 「人材育成・確保」③の項目についてです。「小学校、中学校、高等学校の児童・生徒が職場体験の機会を設けるなど、障がい福祉分野の人材育成につながる取組みを実施します」の部分で、藤女子大学との連携についてのご意見がありましたが、藤女子大学については、連携に関する包括協定を結んでおり、今後の取り組みとして、学生に障がい福祉分野のイベントに参加いただくなど、検討しているかと思っております。また、同じ箇所の「体験の機会」の文言について学生を事業所等に受入れるだけでなく、事業所職員が講師として学校に赴き、仕事の内容について伝えるという方法もあることから、「体験の機会」を「体験の機会など」にすると手法の幅が広がるのではないかとのご意見もありました。策定委員会の皆様にご意見いただきたいと思っております。

資料 7 のご説明は以上となります。

◇佐藤委員からの質問・意見について

【事務局：飯岡】

まず一つ目に、本日、都合により欠席されております佐藤委員よりいただいた質問や意見についてお話しします。『前回検討委員会で質問をした「人材確保にかかる事業所アンケートを行った上で、石狩市主催で、障がい福祉分野の合同就職説明会を年に一度開催してはどうか」についてです。今年度実施したアンケート結果では、サービス提供ができなかった案件が200例近くあり、人材確保ができていないという深刻な実態があります。事業所にスタッフ増員の意思があるのか不明ですが、意思があった上で人手不足であれば、市の支援が必要です。また、離職が人材不足の要因であれば、離職自体の要因を分析して石狩市が対策を講じなければなりません。いずれにせよ、「地域で暮らす」必須条件が事業所運営の安定ですから、今回のアンケート結果を受けてどう対応するのか、前回「総合的に判断しながら具体策を検討」と回答されているので、具体的にどうなったのか知りたいです。』とのことです。次に二つ目ですが、『「障がい者計画進捗管理」について「策定委員会」や「地域自立支援協議会」は「実施状況」をもって評価、検証するので、「実施状況」の記述は「事実」が記載されている必要があると思います。しかし、曖昧、抽象的な報告も散見されます。「連携が図られた」では実態がわかりません。「周知」とは関係者全員が完全に理解することで簡単なことではありませんが、本当に「周知した」のか疑問です。「進捗管理」に「良い結果」を求めてはいけないと思います。100点満点でも50点でも一步一步進むことが大事だと思います。「実施状況」には「事実」だけを記述してください。』とのことです。次に三つ目ですが、『令和2年度に実施された「障害者手帳所持者」対象のアンケート結果によると、「相談する人」が「家族、親族」「知人、友人」が多数を占め、「相談支援事業所」や「ソーシャルワーカー」が下位になっており、石狩市内の障がい者及びその家族の方たちの閉塞感や孤独感がうかがえます。「相談支援事業所」や石狩市が相談窓口を設けていても、「壁」や「敷居」があるのではないのでしょうか。ですから、支援する側が出向いて相談面接をする必要があると思います。令和2年度の障害者手帳所持者は4,522人。そのすべての人に3年ごとに一度面接を行うと1日6名です。これを石狩市と相談事業所が協力して行うことは不可能ではないと思います。取り除かなくてはならないのは障がい者の皆さんの生活の支障だけではなく、そのご家族の精神的不安です。ご本人とご家族の「安心」を担保できるよう前進するために、全員との定期的な相談面接を提案いたします。』とのことです。以上が、佐藤委員からの質問と意見になります。

【戸田委員長】

まずは資料7の6番目、7番目について、策定委員会で検討するとされていますので、ご意見をいただければと思います。6番目の項目の体験の機会のところで、大学というものを含めるということについて、質問の回答としては、藤女子大学については包括協定を結んでおり、学生に障

がい福祉分野のイベントに参加していただくのも考えらえるとのことでしたが、ご意見はありませんでしょうか。

【木村委員】

包括協定を結んでいるとあるのですが、大学生がイベントに参加したり、事業所体験をした場合、単位となるのでしょうか。メリットがないと、ボランティアなどの思いだけでは実現しないということと、人材育成の点から大学を卒業して業界に就いてもらうことを考えると、単位取得や地域の事業所の受け入れ側も含め、もう少し細かい設定や情報が必要と思います。包括協定ということだけだと具体的にイメージしにくいのですが、いかがでしょうか。

【戸田委員長】

包括協定について少し詳しくお話しいただけますでしょうか。

【事務局：山本】

藤女子大学との包括協定の連携内容ですが、広く項目を設定していきまして、人材育成に関することも項目にあります。そのほか教育及び文化の振興に関すること、地域経済の活性化に関すること、健康及び福祉の向上並びに子育ての支援に関すること、自然環境に関すること、その他本協定の目的に資することになります。その中で目的にそった内容であれば連携していくという協定です。人材育成や健康福祉の分野の項目として連携を図れるのではないかと考えております。単位取得については後程確認します。

【戸田委員】

単位についてはお調べいただき後程お願いします。

【木村委員】

あわせて受け入れについてですが、事業所側も人材育成のために協力はしたいけれども、全く実習負担がない中で受け入れるのは難しいと考えると、実習負担を事業所側、学校側のどちらが負担するのか、市からの援助があるかなど明確にしておく必要があるかと思えます。

【戸田委員長】

受け入れ負担についてはどうなっているかご存じでしょうか。

【事務局：高井】

受け入れ負担については、もしそれが市の事業であれば市の保険が適用になるのですが、市以外については取り決めの状況によるので、現時点ではまだ個々の実施事業によって決まる形になります。

【戸田委員長】

通常大学が実施するとなると大学が負担していると思いますが、これに関する情報をお分かりになる方はいらっしゃいますか。病院はいかがでしょう。

【森川委員】

精神保健福祉士の実習も受け入れています。

【戸田委員長】

その場合の受け入れ負担はどうされていますか。

【森川委員】

学校側で負担されています。

【戸田委員長】

細谷副委員長、何かありますでしょうか。

【細谷副委員長】

私が生活介護や就労系の事業所にいた時は、中学生が職業体験した時に事業所で手続した記憶がないので、おそらく学校側だったと思われます。

【戸田委員長】

村山委員、小中学生が地域の事業所などに見学に行くなど活発な活動があると思いますが、謝礼はあるのでしょうか。

【村山委員】

私の知っている限りでは、義務教育の小中学校では受け入れ負担をいただくなどはないと思います。

【戸田委員長】

受け入れ負担については、大学、専門学校になってから出てくるのでしょうか。このような状況があるということでしたが、木村委員よろしいでしょうか。

【木村委員】

はい。

【戸田委員長】

「大学」を含めるということに関していかがでしょうか。

《異議なし》

【戸田委員長】

特にご意見がないということで、6番目の項目には「大学」まで含めるということをお願いします。続いて7番目について、職場体験の幅を広げるために、職場体験に「など」をいれてはどうかというご提案があり、策定委員会で検討します、と回答されているとのことですが、皆様ご意見いかがでしょうか。外部で職場体験を受け入れる機会の創出もありますが、最近では学校で親の仕事を紹介するということで保護者に講師を頼んだり、札幌では当事者が学校に出向いてお話をするという機会もあると聞いたこともあります。福江委員、何かご意見ありますでしょうか。

「など」をいれて幅を持たせたらいいかどうかについていかがでしょう。

【福江委員】

特にはありません。

【戸田委員長】

細谷副委員長、いかがでしょうか。

【細谷副委員長】

福祉分野にかかわる方法は、いろいろかたちがあると思うので、「など」を入れることで幅が広がると思います。

【戸田委員長】

体験の機会の創出ですので、できるだけ多くの手法があった方がよいと考えられることから、7番目については「など」の文言を入れて作成していただくということによろしいでしょうか。

《異議なし》

続いて佐藤委員からのご質問、ご意見に移りたいと思います。1点目が人材確保についてということで、石狩市主催の合同就職説明会を開催するなどのご意見がありました。実際にサービス提供ができなかったということでは、事業所に防止策の意思確認をした上で、何かしら手を打たないと人手不足といわれているこの状況では苦しいのではないかと、ということだと思います。地域で暮らすうえで、事業所の安定は欠かせないという点で、人材をどう確保するかということは、福祉全体でも議論されているところではありますが、ご意見ありますでしょうか。

【木村委員】

人材確保についてはどの事業所の方も悩まれていると思います。新年度に人がほしいのか、年度途中の退職で人がほしいのかなどの理由もあると思うので、年1回よりもある程度継続的な場の方がもう少し弾力的にできるかと思っています。石狩市にもハローワークの窓口があるので、もう少し活用したらいいと思います。民間の人材紹介サービスを利用すると、多くの紹介手数料がかかります。ただ、その方が家からインターネットで見ることができたり、毎日応募されているから使いやすいという働く側のメリットもあると思います。しかし、一般の事業所が1人雇用するのに多くの紹介手数料を出せるかというと実際厳しい状況です。ご提案のあった、ある程度市が主導して、石狩市の人材が石狩市内で働ける、福祉現場で働きたい人が、地元で働ける環境を作ることは、ものすごく双方にメリットがあるのではないかと思います。可能であればぜひ実施してほしいです。ただ、開催の頻度などの工夫をしたり、ニーズが合わないとただやっただけになってしまうので慎重な取り組みが必要だと思います。

【戸田委員長】

ありがとうございます。他の方いかがでしょうか。

【森川委員】

間違っていたら申し訳ないのですが、北広島市のホームページで行政の障がい・高齢分野が主催した合同説明会を開催したという情報を見ました。石狩市の福祉部門でも何か合同でできればいいのかなと思います。

【戸田委員長】

高齢分野でも人材不足とは聞きますし、担い手をどのように確保するかは課題だと思います。やり方や主催などいろいろな方法もありますし、このあたりは前向きに検討していく必要があると思います。地域自立支援協議会の力も借りながら、高齢分野と合同でもよいですし、事業所を市民に知ってもらう機会にもなると思います。この点について次期計画に盛り込んでいく方向で考えていくということは可能ですか。

【事務局：高井】

すぐにとというのは難しいと思いますので、次期計画に盛り込む方向で検討させていただければと思います。

【戸田委員長】

ありがとうございます。他の地域の地域自立支援協議会では人材育成というよりは、事業所説明会という形で、市民の方に存在を知ってもらう取組みを行っているところもあります。地域自立支援協議会という頼もしい存在もありますので、ご協力をいただきながら、人材確保については前向きに取り組んでいただければと思います。

佐藤委員の2点目の意見についてですが、実施状況の記載についてです。記載の方法としてわかりやすくしてほしいということだと思います。何がどこまでできているのか、できていないのか、できていないことが今後の課題になるということで、わかりやすさを求めたご意見だと思いますが、委員の方からご提案も含めて何かご意見ありますでしょうか。

【木村委員】

恐らくご意見としては、予算の執行額はいくらなのか、のように細かい数字を出してほしいということかと思います。ABCの進捗状況をパーセントに分けることができるものとできないものがあると思います。膨大な項目を、ある程度障がい者計画の中の項目にまとめている中で、大まかに進捗状況をとらえ、評価するためにはこのままの表記で良いかと思います。さらに細かく求める方が今後増えるようであれば要検討かと思います。

【戸田委員長】

ここに集まっている皆様も専門性が違うので、共通して評価ができる見方としては、今のかたちでもわかりやすさはあるかと思います。

【細谷副委員長】

この数字がどうかというのは専門外のことはわからない部分もありますが、中間評価の中で A だけではなく、B、C という評価もでているので、細かいことは委員会の中で確認していけばいいのではないかと思います。方向性や進捗状況をおおまかに確認するにはこれで良いのかな、と個人的には思います。

【戸田委員長】

赤山委員いかがでしょうか。提示の仕方で何かご意見ありますか。

【赤山委員】

これで大丈夫だと思います。

【戸田委員長】

このご質問を聞いて、例えば「周知した」ということが当事者、市民目線で見るときに伝わった人もいれば、伝わっていない人もいると考えると、どの機会にどの方法で周知したのか、「広報で市民に周知したのか」「パンフレットで手帳保持者に周知した」などの方法の記載があると、周知先がどこの範囲だったのか、周知しきれたのか、しきれていないのかがそのまま資料として残ると思いますので、わかりやすいと考えていたのですが、そのような実績の記載は可能ですか。

【事務局：高井】

可能です。

【戸田委員長】

その形で記載していただくとどの範囲で進んでいるのか理解していただけるとは思いますが、よろしいでしょうか。

《異議なし》

次に、3 点目です。定期的な面談についてです。アンケートから、知人・友人、家族・親族が上位をしめてソーシャルワーカーや相談事業所が下位になっている、それは当事者の方、ご家族の閉塞感や孤独感があるのではないかと、とのご意見だと思います。アウトリーチの相談面接も動いていると思いますが、困り事を抱えている人を見つけ出すための手段としてどこまでできているのか、もう少しできることがあるのではないかと、ということを考えて、3 年に一度手帳保持者 4,522 人に対して面談していくことについての意見がありましたが、いかがでしょうか。有効的な周知方法の実施等があればいいというご意見でもあったのかと思いますが、何かご意見ありますでしょうか。細谷副委員長、委託相談を担って動いていただいて、アウトリーチもされているとは思いますが、いかがでしょうか。

【細谷副委員長】

相談支援事業所に行くことにハードルが高い、勇気がいるという意見は多かれ少なかれあります。つながった際には精一杯、一緒に考えていきたいと思っています。一方で、手帳を持ってい

る方の把握、状況確認については、手帳を持っている方がすべて福祉サービスを受けているわけではなく、逆に成人の方だと手帳がなくてもサービスの希望がある人もいます。ですので福祉サービスを必要としている人をいかに把握するのが大事だと思います。訪問をして聞き取りをしていけば一番良いと思うのですが、一方で手帳を持っていることを口外していない人、知られたくない人もいますので、こちらから訪問していくのがよいのか迷う部分でもあります。福祉サービスが必要な方と接点を持てる方法として、民生委員や医療機関の方などとも、ネットワークをしっかりと作ることも大事だと思います。また、当事者の方が相談に行くこと自体に壁があるのであれば、それは取り除いていく努力をしていきたいと思います。

【戸田委員長】

サービス利用をしようと思う時には課題が明確なので、難しいのは、日常的な悩み事がある時にどこに行くか、どうしても家族や知人ということになりますが、意外とそれは毎日の生活の中にもあります。いかに聞きやすい場所づくりをするかということでもあります。相談機能というと、相談事業所や行政と考えますが、事業所や学校など地域にも相談機能はいろいろあります。そう考えると細谷副委員長の言う通り連携のしやすさを練っていくと、相談支援につながっていくのではないかと思います。

すぐに具体的な回答を出すのも難しいですが、他にできることとしたら、定期的な周知活動と住民や対象となる当事者の方との接点をいかに増やしていくか、ということになるでしょうか。地域には地域自立支援協議会もありますので、イベント的な企画など前向きに取り組んでいただけたらと思います。計画記載事項については、このまま変えずにやるべきことを具体的に推進していくということでしょうか。

《異議なし》

では、皆様から協議事項 1 に関して、他に何かありますでしょうか。

【木村委員】

資料 7 の 2 番目の連携について、個人情報保護のため共有できることに限りがあるとの回答だったのですが、各事業所も個人情報について利用者から同意をもらった上で情報を提供しているのに、情報のやり取りができないということは、個人情報保護を恣意的に利用しているのではないのかという印象を持ちます。あくまでもそのお子さんが地域の中でよりよく生活しやすくするために、各事業所から集めた情報をまんべんなく共有した上でお子さんの支援にあたるのが本来であって、もちろん情報の取り扱いが厳密にしないとはいけません。一つの機関だけが情報を集めるだけなら、連携とは言えないのではないかと思います。

【戸田委員長】

この仕事では個人情報の扱いは難しいところがあります。以前他の機会に、個人情報保護の話をした時に同時にマネジメント承諾を取った方がいいという議論をしたことを思い出します。

支援者側が個人情報保護について勉強していく必要があるのかと思いますが、病院などは個人情報を重要視されているかと思いますが、森川委員は何かご意見ありますか。

【森川委員】

支援者がそれぞれに資格を持っている部分で守秘義務との兼ね合いで悩ましい場面もあります。勉強会等は各事業所で実施しているかもしれませんが、福祉医療向けの勉強会があってもいいかもしれません。

【戸田委員長】

地域自立支援協議会の機会もありますが、市の個人情報保護の扱いの影響もあると思いますので、地域自立支援協議会と協力をして市の方で先導していただいて、何か勉強会の機会などを検討いただくことは今後可能でしょうか。

【事務局：宮野】

個人情報の扱いについては、行政側としては、基本的にはご本人の同意があれば可能ですが、対応は、管理している個人情報の内容にもよると思います。今すぐには回答できない部分もありますが、ご意見を参考に市として対応できることがないか模索はしたいと思っています。

【村山委員】

一つの例として、教育支援課も保護者の方と教育相談をするにあたって、関係機関から情報をいただくなど連携させていただいています。子どものよりよい学びの場の選択ということで、保護者から承諾書をもって、子ども発達支援センターや認定こども園などの関係機関に情報提供をお願いしています。ただ、フィードバックについては、相談業務ということもあり、守秘義務もありますので、相談の中で保護者の話していたことをお伝えできないこともありますし、特に教育支援委員会での情報は出せないことになっていますので、難しい部分もあり、そういう意味では申し訳なかったこともあったのかとも思います。

【戸田委員長】

機関によって必要な情報も変わりますので、どの範囲まで情報が必要かということもありますし、出せるもの、出せないものは当然出てくると思います。必要なのは、ご本人を中心に据えた時の支援チームができた時に、情報を引き継ぐことで、本人にとってメリットがあるのかの判断をどのようにしていくのか、どう共有するのかが重要だと思います。本人を中心とした会議形態の中では、必要な情報について意見交換ができた方が有益なこともあると思います。必要のない情報まで出す必要はないですし、何のためにその情報が必要なのかをやりとりの中で確認していければいいのかと思います。

事業所ごとに考え方も違うと思いますので、行政主導で個人情報保護の勉強会を実施していく必要があるかもしれません。情報の提供も、それが本人の同意をもとに行われていけば、特段問題は起こらないと思います。福江委員、何か契約の同意のことなどご意見はありますか。

【福江委員】

特にありません。

【戸田委員長】

わかりました。今後ご検討いただければと思いますし、地域自立支援協議会とも一度議論していただいてもよいかもしれませんので、よろしくお願ひします。後はよろしいでしょうか。

《意見なし》

では、協議事項2に移りたいと思います。ご説明お願ひします。

協議事項2 中間見直しによる計画掲載内容の変更（案）について

【事務局：飯岡】

次に計画掲載内容の変更を予定している箇所についてご説明をしていきます。

まず、資料6の「中間見直しによる計画掲載内容の変更（案）」をご覧ください。上から順番にご説明いたします。左端に資料5の該当ページを載せていますので、その箇所もあわせてご覧いただければと思います。資料5の「計画掲載欄」が計画に掲載される文言になります。

まず資料5の1ページ、福江委員は2ページになります。「Ⅰ共生のまち施策の方向1 障がいへの理解の促進の③」について、「障がい者団体や事業所、関係機関などと協力し、障がいのある人への必要な配慮について、『広報いしかり』などを活用した啓発活動に取り組みます」を「障がい者団体や事業所、関係機関などと協力し、障がいのある人への必要な配慮について、広報いしかり、パネル展示、パンフレットの配布などあらゆる機会を活用した啓発活動に取り組みます」としてあります。右端に変更理由を記載しておりますが、障がい関係団体アンケートの回答から変更としてあります。アンケートの設問1「障がいのある人への理解の促進、差別解消、権利擁護の推進」については「障がいのある人の理解を深める機会の増加」が、設問2「生活環境について」で「障がいのある人への生活環境への理解を深める機会の増加」、最後に設問7「団体活動について」は、「次の世代のボランティア、会員につなぐための方策」がそれぞれ多くあげられていました。これまでも障がいの理解を深めるための取組みとして、広報いしかりを主とした取組みを実施していましたが、さらにパネル展示やパンフレットの配布などあらゆる手法を活用して、啓発活動を強化していきたいと思っております。また各団体の活動内容のご紹介などを通して、広く市民に活動を知っていただき、会への参加のきっかけにつながればと考えております。

次に資料6の1ページ上から2番目です。福江委員は2ページの1番上になります。「Ⅱ安心で心豊かに暮らせるまち（施策の方向3）感染症等に対応した支援の充実」になります。資料5の該当箇所は、6ページとなります。福江委員は8ページとなります。「新型コロナウイルス感染症などによる新しい生活様式への対応として、オンライン会議やオンライン研修などの取組みを推奨します。」を「感染症等の感染拡大に備えたオンライン、ハイブリッドによる会議、研修などの取

組みを推奨します」に文言変更しています。これは、右端にも記載があります通り、新型コロナが5類となったことにより変更しています。次に「Ⅱ安心して心豊かに暮らせるまち（施策の方向4）権利擁護体制の充実（成年後見制度などの活用促進について）」です。資料5の該当ページは先ほどと同じです。成年後見制度の利用促進のために、地域の専門職団体を構成する地域連携ネットワークや、コーディネートを行う中核機関の整備に向けて検討を進めます。」について、「成年後見制度の利用促進のために、中核機関を中心に、地域連携ネットワーク体制を強化します。」と変更しています。これは、権利擁護体制の充実のため、令和4年4月に石狩市成年後見センターを中核機関と位置付けたことによります。次に資料6の2ページをご覧ください。福江委員は3ページをご覧ください。「Ⅲ子育てしやすいまち（施策の方向1）障がいや発達に配慮が必要な子どもの支援の充実について」です。資料5の該当ページは8ページとなります。福江委員は10ページとなります。「①市町村中核子ども発達支援センターを設置し、発達の遅れや障がいのある子どもと家族に対し、適切な相談指導や療育を受けるための支援を行います。」に「また、地域の連携体制や発達支援体制の強化に努めます。」の文言を加えました。この変更理由ですが、本年5月に皆様にご協力いただきました事業所アンケートの設問「障がいのある子どもが地域で育ち、学び合っていくために必要な取り組み」の回答について「福祉と医療・保育との連携」を選んだのが30事業所と際立って多くありました。石狩市子ども発達支援センターが市町村中核子ども発達支援センターとなる予定もありますので、すでに実施している「石狩市療育支援連絡会」などの取り組みを通してより一層の連携強化に努めていきます。最後に、「Ⅳ自分らしく生き生きと生活できるまち（施策の方向3）就労支援と雇用促進」につきまして、「障がいのある人が、就労系障害福祉サービス事業所に通う際の交通費助成制度を検討します。」とありますが、令和3年度から事業実施していますので、「交通費助成制度を実施します。」と文言を変更いたします。以上が「中間見直しによる計画掲載内容の変更点」のご説明になります。変更点等につきましてご意見をいただければと思います。

【戸田委員長】

皆様ご意見ありましたらお願いします。

《意見なし》

ご意見ありませんでしたので、以上で協議事項を終了いたします。

【事務局：高井】

皆様ありがとうございました。先ほど木村委員から、藤女子大学との連携協定で学生の単位取得に関する質問がありましたが、確認がとれましたので補足させていただきます。

【事務局：山本】

藤女子大学の連携協定の中では、単位取得についての定めはなく、都度学校との協議の中で、最終的には学校側の判断になります。大事なことは学生が事業に参加できる体制づくりとなってくる

と思いますので、今後、協定に関して何か事業など推進していく際には学校の求める単位の要件を確認し、市としても最大限単位が取得できるよう取進めていきたいと思ひます。

<その他>

1. 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係るサービス見込量の推計方法について

【事務局：高井】

次回の障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係るサービス見込量の推計方法についてご説明させていただきます。

【事務局：佐竹】

資料8「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係るサービス見込量の推計方法について」をご覧ください。次回の会議では第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の改定が議題となります。その際のサービス見込量の推計方法についてですが、推計方法としては、計画の策定の際には多くの自治体に採用されている「過去のサービス量実績の変化率の平均を用いたサービス見込量の推計」にしたいと考えており、計算方法としましては、「幾何平均」という方法を用いたと思ひます。厚生労働省からの計画関連のガイドラインによりますと、「幾何平均」は、変化率などに関する平均値を求める場合によく用いられ、見込量の推計についても、統計上、幾何平均で算出することがより適しているとされています。そのため幾何平均を用いた推計方法にしたいと考えております。

【事務局：高井】

事務局案としましては、幾何平均を用いた変化率の平均を用いて見込み量を算出したいと思っております。何かご質問等ございませんでしょうか。

《質問等なし》

次回の会議日程は9月末ごろを予定しております。後日、日程調整させていただきます。議事録案についてもご確認いただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上を持ちまして、令和5年度第1回石狩市障がい者福祉計画策定委員会を終了いたします。

議事録署名

会議経過を記録し相違がないことを証するため、ここに署名します。

令和 5年 8月 18日

石狩市障がい者福祉計画策定委員会

委員長 戸田 健一
